令和5年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金支給要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価 高騰の影響を受けている医療機関等への事業継続に向けた支援として、予算 の範囲内において令和5年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金(以下 「支援金」という。)を支給することについて、伊勢原市補助金等の交付規則 (昭和55年伊勢原市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定め るものとする。

(支給の対象者)

第2条 支援金の支給の対象とする者は、市内に所在し、かつ、事業者の事業計画上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止(届出を行わない事実上の廃止を含む。)又は事業の休止(届出を行わない事実上の休止を含む。)をせず、運営を継続する予定である医療機関等のうち、病院、診療所及び薬局(ただし、令和5年4月1日以前に健康保険法に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた施設に限る。)を運営する事業者(以下「支給対象事業者」という。)とする。

(支援金額)

- 第3条 支援金の支給額は、別表の支給単価をもとに算出した額とする。 (支給の申請)
- 第4条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者は、令和5年度伊勢原 市医療機関等物価高騰対応支援金支給申請書兼請求書(第1号様式)に次の書 類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請に係る施設の保険医療機関(保険薬局)指定通知書の写し等、支給対象事業者であることを確認できる書類
- (2) 申請日から直近の診療(調剤)報酬支払通知書の写し等、事業を継続して 実施していることを確認できる書類
- (3) 振込先口座の通帳の写し等、振込先口座が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号及び第2号に規定する書類は、令和5年度神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金支給要綱(令和4年11月14日施行)第5条第1項に規定する令和5年度神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金支給決定通知書の写しの提出をもって代えることができる。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金の支 給決定をした場合は令和5年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金支給 決定通知書(第2号様式)により、支援金を支給すべきでないと決定した場合 は令和5年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金不支給決定通知書(第3号様式)により、支給対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者 に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(決定の取消し)

- 第6条 市長は、支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和5年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金支給決定取消通知書(第4号様式)を通知することにより、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
 - (2) 偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金の支給を不適当と認めた場合 (支援金の返還)
- 第7条 市長は、前条に規定する支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第8条 支援金の支給を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(届出事項)

- 第9条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速 やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所、氏名又は法人名を変更したとき。
 - (2) その他申請内容に変更があったとき。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則 (令和5年12月5日告示第162号) この告示は、令和5年12月6日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	医療機関等種別	支給単価
1	病院(特別高圧受電)	1床当たり 9,500円
2	病院 (特別高圧受電以外) 又は有 床診療所	1床当たり 8,500円
3	無床診療所又は薬局	1施設当たり 15,000円

備考

- 1 各病院における病床数は、各病院が関東信越厚生局あてに提出した令和5年度施設基準実施状況報告書別紙様式1-1①及び②「入院基本料等に関する実施状況報告書(令和5年7月1日現在)」に記載の稼働病床数を原則とする。
- 2 各診療所における病床数は、各診療所が関東信越厚生局あてに提出した令和5年度施設基準実施状況報告書別紙様式2「有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書(令和5年7月1日現在)」に記載の稼働病床数を原則とする。
- 3 有床診療所又は無床診療所には、歯科診療所を含む。

(表)

令和 5 年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金支給申請書兼請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

(ET)

令和5年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請額及び請求額

円

(添付書類)

- (1) 申請に係る施設の保険医療機関(保険薬局)指定通知書の写し等 、支給対象事業者であることを確認できる書類
- (2) 申請日から直近の診療(調剤)報酬支払通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
- (3) 振込先口座の通帳の写し等、振込先口座が確認できる書類
 - ※添付書類(1)及び(2)については、令和5年度神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金支給要綱(令和4年11月14日施行)第5条第1項に規定する令和5年度神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金支給決定通知書の写しの提出をもって代えることができます。

2 申請対象施設

施設区分	□病院(特別高圧受電)	医療機関
	□ 病院 (特別高圧受電以外)	コード
	• 有床診療所	(10桁)
	□無床診療所	
	□ 薬 局	
施設名称		
施設所在地	₸	
稼働病床数		
		床
支給申請額		
及び請求額		円

※有床診療所又は無床診療所には、歯科診療所を含みます。

3 振込先

金融機関		金融機関名	
コード			
			銀 行 ・ 農 業 協 同 組 合 信 用 金 庫 ・ 信 用 組 合
支店		支店名	
コード			本店・支店
種類		口座番号	
	普通・当座		
フリガナ			
口座名義人			

伊勢原市指令()第

号

令和5年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金支給決定通知書

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました令和5年度伊勢原市 医療機関等物価高騰対応支援金の支給については、伊勢原市補助金等 の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通 知します。

年 月 日

伊勢原市長

円

印

- 1 支援金支給決定額
- 2 支 給 条 件
 - (1) 次の場合、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
 - イ 偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明し た場合
 - ウ 上記ア及びイのほか、市長が支援金の支給を不適当と認めた 場合
 - (2) 支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとする。

(事務担当は、

)

伊勢原市指令()第

号

令和 5 年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金不支給決定通知書

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました令和5年度伊勢原市 医療機関等物価高騰対応支援金については、不支給とすることを決定 しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- 1 不支給の理由
 - 備考 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(事務担当は、

)

伊勢原市指令()第

뭉

令和 5 年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金支給決定取消通知書

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

年 月 日付け伊勢原市指令()第 号で支給決定した令和5年度伊勢原市医療機関等物価高騰対応支援金につきましては、支給決定を取り消しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

)

1 支給決定取消理由

備考 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(事務担当は、